

美波町地域おこし協力隊募集要項

美波町は、その名の通り変化に富んだ海岸線で太平洋に臨む美しい町です。四国八十八カ所 23 番札所・薬王寺をはじめとする名所旧跡や、伝統の祭りも今に受け継がれ、各種イベントなど四季を通じて、多彩な魅力にあふれています。

しかし、近年本町では少子高齢化や人口流出による深刻な過疎化が進み、地域力の低下が懸念されており、担い手となる人材の確保が重要な課題となっています。本町では、そういった現状課題に向き合うべく、平成 30 年 12 月に活気あふれるにぎやかな町であり続けることを目指し、本町のまちづくりのキャッチフレーズを「にぎやかそ」にぎやかな過疎の町『美波町』と定め、このキャッチフレーズをもとに豊かな自然を活かしつつ、一人ひとりが輝くまちを目指し、まちづくりを進めています。

ついては、豊かな自然環境の中で、各地区での地域づくり推進業務に従事してもらい、地域の人と共にまち(地域)を「にぎやか(活性化)」にする取り組みにお手伝いいただける方を次のとおり募集します。

1. 募集人数

美波町地域おこし協力隊 3 名予定
※募集人数になり次第、締め切ります。

2. 業務概要

別紙「令和 6 年度美波町地域おこし協力隊募集内容一覧」を参照ください。

3. 応募資格

次の (1) から (10) を全て満たす方。

- (1) 地域おこし協力隊に任用日現在(令和 6 年 5 月 1 日以降予定)において、満 20 歳以上の方。(性別は問いません。)
- (2) 総務省が定める三大都市地域をはじめとする都市地域等(※1)に在住しており、任用後は住民票を美波町に移動し居住できる方。
ただし、在住地の要件がこの限りでない場合がありますので、詳しくは担当までお問い合わせいただくか、総務省の地域おこし協力隊の地域要件(※2)をご確認ください。
※1 「三大都市地域をはじめとする都市地域等」とは、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県、並びに札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市のうち、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法及び半島振興法に指定された地域以外の都市をいいます。
※2 資料①「地域おこし協力隊員の地域要件について」
([000847997.pdf \(soumu.go.jp\)](https://soumu.go.jp/000847997.pdf))
資料②「特別交付税措置に係る地域要件確認表」
([000847999.pdf \(soumu.go.jp\)](https://soumu.go.jp/000847999.pdf))
- (3) 心身ともに健康で、地域の活性化や住民と協働による活動に意欲と情熱を持って取り組むことができる方。
- (4) 地域の特性や慣習等を尊重し、地域住民と積極的にコミュニケーションを図ることのできる方。
- (5) 地域おこし協力隊の任期終了後も、美波町に定住し、起業・就業しようとする意欲を持つ方。
- (6) 普通自動車免許を所持しており、実際に自動車の運転ができる方。
- (7) パソコンの一般的な操作(Word、Excel、Power Point など)ができる方。
- (8) SNS などを活用して情報発信のできる方。



資料①



資料②

- (9) 美波町の条例及び規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方。
- (10) 地方公務員法第 16 条の欠格事項に該当しない方。
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらの構成員に該当しない方。

4. 勤務場所

別紙「令和 6 年度美波町地域おこし協力隊募集内容一覧」を参照ください。

5. 任用形態及び期間

- (1) 委託契約を締結し、所属団体にて活動していただきます。
- (2) 任用期間は、任用日から令和 7 年 3 月 31 日までとします。
※ 再任用により最長 3 年間延長を行う場合があります。ただし、毎年度末に報告会等を行い、再任用について判断します。また、任用期間中であっても協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任用を取り消すことができますものとしてします。

6. 報酬等

- (1) 報酬額は委託契約により定めた額とする。
例) 報酬月額 160,000 円(社会保険料等自己負担分含む)
※ 年単位で昇給有。
- (2) 期末手当：支給条件に応じて、年 2 回(6 月と 12 月)の賞与有。

7. 勤務日及び勤務時間

- (1) 勤務日数：週 5 日以内とし、その勤務時間は、1 日につき 6 時間 45 分勤務。
※ 業務内容によっては、土日、祝日の勤務があります。
- (2) 勤務時間：1 日につき 6 時間 45 分、原則週 33 時間 45 分を基準とする。基本的には、午前 9 時 30 分から午後 5 時 15 分、休日及び時間外勤務については振替可能。

8. 待遇及び福利厚生

- (1) 住居：任用期間中に生活する住居は、美波町が準備した住居又は賃貸住宅(町が費用負担)になります。(転居費用、共益費、光熱水費等は除く。)
- (2) 交通費等：任用期間中の必要な旅費は町で負担し、活動用自動車は用意します。
※ 通勤に係る費用については、支給いたしません。
- (3) 活動費：自動車燃料代及びその他活動に要する経費(消耗品、研修負担金等)は町が負担します。
- (4) 副業：勤務時間外や休日で業務に支障がなければ、規則内で副業を認める場合があります。

9. 休暇、有給休暇及び特別休暇

- (1) 休暇：週休 2 日を原則として、所属団体と相談のうえ調整していただきます。
- (2) 有給休暇及び特別休暇：年次有給休暇及び夏季休暇等の特別休暇については、美波町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和元年美波町規則第 10 号)の定めるところによる。

10. 応募方法

- (1) 応募受付期間：随時受付をしておりますが、募集人数になり次第受付を終了します。
- (2) 応募書類：下記の書類を持参又は郵送にてご提出ください。
 - ① 応募用紙
 - ② 履歴書(市販のもの)
 - ③ 納税証明書

④ 免許証のコピー

※必ず本人がボールペンで記入してください。

※提出いただいた書類については、返却いたしませんのでご了承ください。

(3) お申込み・お問い合わせ先：

〒779-2395 徳島県海部郡美波町奥河内字本村 18 番地 1

美波町役場 政策推進課 地域おこし協力隊担当

電話：0884-77-3616 FAX：0884-77-1666

電子メール：seisakusuishin@minami.i-tokushima.jp

11. 選考方法

(1) 第 1 次選考(書類選考)

応募書類をもとに書類選考を行います。選考結果は、応募者全員にお伝えします。

(2) 第 2 次選考(面接)

第 1 次選考合格者を対象に、美波町において面接を行います。日時等の詳細については、第 1 次選考結果通知の際にお知らせいたします。なお、第 2 次選考に要する交通費及び宿泊費等は自己負担とします。また、面接に来ていただく方には、第 1 次選考結果通知とともに健康診断表用紙を送付しますので、面接までに健康診断を受診し、面接当日お持ちください。

(3) 最終選考結果の通知

面接後 2 週間以内に第 2 次選考受験者全員に最終選考結果を通知します。

なお、選考内容についてはお答えできませんので、予めご了承ください。

12. その他

(1) 応募書類に記載された個人情報については、美波町地域おこし協力隊に係る選考及び任用手続きに必要な範囲で利用します。

(2) 美波町の概要や美波町地域おこし協力隊等に関する情報については、下記のホームページ等をご参照ください。

【美波町公式ホームページ】 <https://www.town.minami.lg.jp/>

【美波町地域おこし協力隊 Facebook】 <https://www.facebook.com/minami.kyouryokutai/>

(3) Web 会議システムを利用したリモートでのお問い合わせにも対応いたしますので、希望される場合は事前にご連絡ください。